

令和4年第7回教育委員会議事録

令和4年4月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年4月27日（水）午後2時00分～午後2時58分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 庶務課長 村野 貴弘
学校整備課長 学校ICT担当課長

学校支援課長 宮崎 敬司 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター 佐藤 正明 済美教育センター
所 長 統括指導主事 鈴木 壮平

済美教育センター 保土澤 尚教
教育相談担当課長

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第39号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第40号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第41号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第42号 杉並区郷土博物館運営協議会委員の委嘱について
- 議案第43号 杉並区社会教育委員の委嘱について
- 議案第44号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 杉並区立社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設の指定管理者候補者の選定結果について
- (4) 令和4年度特別支援教育教科用図書採択事務について
- (5) 令和3年度「杉並区中学生小笠原自然体験交流事業」の実施報告について
- (6) 杉並区立学校タブレット端末活用方針の策定について

目次

議案

議案第39号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第40号	杉並区学校教育職員の期末手当位に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第41号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第42号	杉並区郷土博物館運営協議会委員の委嘱について	6
議案第43号	杉並区社会教育委員の委嘱について	7
議案第44号	杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について	8

報告事項

(1)	学校運営協議会委員の任命について	9
(2)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	9
(3)	杉並区立社会教育センター及び高円寺地域区民センター 複合施設の指定管理者候補者の選定結果について	11
(4)	令和4年度特別支援教育教科用図書採択事務について	13
(5)	令和3年度「杉並区中学生小笠原自然体験交流事業」 の実施報告について	14
(6)	杉並区立学校タブレット端末活用方針の策定について	16

教育長 それではただいまから、令和4年第7回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案6件、報告事項6件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議題に入ります。

まず、議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、期末手当に関する規定の整備として、関連がございますので、日程第1、議案第39号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」。日程第2、議案第40号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」。日程第3、議案第41号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」。以上、3議案を一括して上程いたします。

私の方からご説明をさせていただきます。

期末手当の基準日前1か月以内に常勤職員を退職し、引き続いて会計年度任用職員になった職員に対する期末手当の取扱いにつきましては、現行制度では常勤職員としては支給せず、常勤職員の在職期間を引き継いだ上で、会計年度任用職員として支給する取扱いとしているところでございます。

しかしながら、現行制度では、会計年度任用職員としての期末手当の支給要件を満たさない場合は、期末手当が全く支給されないという状況が生じるほか、支給される場合でも、支給額の基礎額は会計年度任用職員としての給与月額となるため、常勤職員として退職していれば、常勤職員の給与月額を基に期末手当が支給されたにも関わらず、引き続いて会計年度任用職員となったために期末手当が支給されない、若しくは額が下がる可能性が生じているところでございます。そのため、特別区におきましては、基準日前1か月以内に常勤職員を退職し、引き続いて会計年度任用職員になった職員に対する期末手当につきましては、「常勤職員としての期末手当」と「会計年度任用職員としての期末手当」の両方

を、それぞれの在職期間に応じた額で支給することといたしました。このことに伴いまして、会計年度任用職員に対する期末手当の取扱いを見直す必要があることから、規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容をご説明申し上げますので、お手数をかけますが、議案をご覧ください。

はじめに、議案第39号につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条第2項の「期末手当が支給対象外となる職員」の規定におきまして、「退職後引き続いて杉並区の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることとなった者」の規定を削るものでございます。

この改正により、常勤職員を退職した際に期末手当が支給されることとなるものでございます。

次の議案である「学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第39号と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第41号につきまして、ご説明いたします。議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第25条におきまして、「引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員」の定義から「期末手当の基準日又は基準日前1か月以内に常勤職員を退職し、会計年度任用講師となった者を除く」との規定を加えるものでございます。

この改正により、第23条の「期末手当の支給割合」の規定により、常勤職員から会計年度任用講師となった者につきましても、常勤職員の在職期間を引き継ぐことなく、期末手当が支給されることとなるものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和4年5月1日としてございます。

なお、これらの議案につきましても、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長の議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案ごとに採決を行います。議案第39号につきましては、議案のとおり可決して意義ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第39号につきましては議案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第40号につきましては、議案のとおり可決して意義ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議はございませんので、議案第40号につきましては議案のとおり可決といたします。

教育長 続きまして、議案第41号につきましては、議案のとおり可決して意義ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第41号につきましては議案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第4、議案42号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程いたします。

生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは議案第42号「杉並区立郷土博物館運営協議会の委嘱につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は前任委員の退任に伴い、新たに1名、杉並区立郷土博物館運営協議会委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。新たに委嘱する委員は、「西脇 裕高」荻窪小学校校長で「学校教育及び社会教育の関係者」の区分で、任期は前任者の残任期間の令和5年6月9日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

折井委員 新しい方のお話ではないんですけども、既に委員をしてくださっている方の中で、以前も聞いたかもしれないのですが、高橋修先生は甲府市にお住まいですけど、こういう遠方の場合でも来てくださって

るんですよ。

生涯学習推進課長 所属が東京女子大学ということで、大学への出勤の都合に合わせてにはなりますが、毎回出席してくださっています。

折井委員 そうなんですね。ありがとうございます。すいません、関係のないことでした。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第42号につきましては、議案のとおり可決して意義ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは意義ございませんので、議案第42号につきましては議案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第5 議案第43号「杉並区の社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。

引き続き、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは議案第43号「杉並区社会教育委員の委嘱について」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は前任委員の退任に伴い、新たに1名杉並区社会教育委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。新たに委嘱する委員は「塩練 裕子」杉並第十小学校校長で、「学校教育及び社会教育の関係者」の区分で、任期は前任者の残任期間の令和5年6月9日までとなっております。

以上でご説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決を行います。

議案第43号につきましては、議案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 では異議ございませんので、議案第43号につきましては議案のと

おり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第6、議案第44号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程いたします。

引き続き、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは議案第44号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は杉並区文化財保護条例に基づきまして、委員の任期満了に伴い、新たに杉並区文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。

文化財保護審議会委員は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に提言するため、昭和57年5月に設置されたものでございます。

委員は文化財に広くかつ高い識見を有する学識経験者で構成され、任期は2年となっております。

参考資料をご覧ください。今回は7名の方には引き続き委員をお願いし、新たに「飯島 吉晴」委員、「今橋 理子」委員を加え、9名の委員で進めて参りたいと考えております。それぞれの委員の専門分野は記載のとおりでございます。

なお、任期は令和4年5月17日から令和6年5月16日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 今、7名から2名追加して、9名にしたというご説明があったんですが、2名増やした理由というのは何かありますか。

生涯学習推進課長 今回21期ですけれども、20期も9名でございました。2名の委員が退任された関係で、2名に新規で委員に加えたということでございます。

折井委員 先ほどと同じような質問なんですが、岐阜県在住の方もいますが、例えば遠方の方はオンライン参加といったようなことの可能性もあるのかなと思ったり、一方、文化財に関する審議会なので、ある程度大量の資料とかを目の前に見ながらというようなことの方が良ければ、やはり来ていただくものなのか。この辺りはどうお考えでしょうか。

生涯学習推進課長 オンラインでの審議会の運営ということも可能にな

りましたので、中込委員につきましては、ほかの委員も同じですけれども、オンライン参加によって今までよりも出席率が高まっています。最近はですね、皆さん、専門の分野でお忙しい方が多いという関係もありまして、オンラインを活用することで多くの委員に参加していただけるようになってございます。

折井委員 よくわかりました。

やはり移動の時間だとか、それを含めると来られないけれども、その会議時間ピンポイントであれば参加できるということもあると思うので、そうやって参加者が多くなるのは望ましいことだなと思いました。

ありがとうございます。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。

議案第44号につきましては、議案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第44号につきましては議案のとおり可決といたします。

次に報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番、「学校運営協議会委員の任命について」。学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく「学校運営協議会委員の任命について」をご報告いたします。

今回任命されるのは、小中合わせて9校、計10名となっております。このうち、新しく委員になられた方は3名となっております。各委員の区分、委員経験は記載のとおりです。任期は令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは無いようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承

認について」。生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは令和4年3月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご説明をいたします。

3月分の合計は全体で13件でございます。定例・新規の内訳は定例が12件、新規が1件でございます。共催・後援の内訳は、共催が3件、後援が10件となっております。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 2点お伺いしたいんですが、2ページの7番の「にほんご学習すぎなみの会」の「にほんご教室」は、1年位に渡って、原則としてオンラインで、このような教室を設けてくださるようですが、対象はどういうお子さん方なのか、をお伺いしたいのと、新規の「グローバルキッズ小中学生英語スピーチコンテスト」っていうのも、楽しみな会だなどと思いますが、少し詳細を教えてくださいたいです。

生涯学習推進課長 7番の「にほんご教室」でございますけれども、これは長年後援している団体の事業でございますけれども、コロナ禍になってからはやはりなかなかリアルでの授業ができないということで、オンラインを中心に授業を展開してございます。

参加されている方は、子どもではなく、保護者など、大人の方でございます。

学校支援課長 4ページの「グローバルキッズ小中学生英語スピーチコンテスト」の概要についてでございます。

こちらは小中学生を公募によって募集をいたしまして、10名程度のスピーカーを選出します。

当日は1人5分程度、英語でスピーチを行って、発表していくというふう聞いております。また、そのスピーチの様子を主催団体のYouTubeのチャンネルを通して、世界中誰からでもアクセスして見るができるようにする、イベントの概要はこのような内容でございます。

以上でございます。

伊井委員 とても楽しみだなと思います。良い形で進んでいくと良いと思います。よろしく願いいたします。

對馬委員 あまり直接関係なくて申し訳ないんですが、にほんご教室に関

連するところで、私はちょっと前から気になっているのは、ウクライナ難民の受け入れというのは、杉並区はどうしているのかなとちょっと気になっていまして、もし直接関係ないのでわからなければわからないんでいいんですけども、もしわかるようでしたら教えていただけますか。

事務局次長 児童・生徒に関してということでしょうか。

對馬委員 はい。

事務局次長 児童・生徒に関しましては、杉並区の方ではまだちょっと判明していないのですが、大人の方ですと2名、この前、区役所でコンサートをしていただきました音楽家の方と、杉並に住んでいる方の身寄りの方1名の、計2名来ているということです。23区全体でも、何区かウクライナの方が来ている区がありまして、その対応については、今各区の方で検討しながらいろいろ進めているところです。

對馬委員 わかりました。ありがとうございます。

庶務課長 他にはよろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項2番についての質疑は終わります。

続きまして、報告事項3番「杉並区立社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設の指定管理者候補者の選定結果について」。引き続き、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、「杉並区立社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設の指定管理者候補者の選定結果について」、ご説明いたします。

社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設の指定管理者候補について、公募型プロポーザル方式により募集したところ8事業者から応募があり、これら事業者につきまして、指定管理者候補者選定委員会において審査を行いまして、選定結果の報告を受けましたので、当該事業者を指定管理者候補者とするということでご報告いたします。

選定事業者の概要でございますが、事業者名は東急コミュニティー・東急文化村・協和産業共同事業体でございます。

選定経過等でございますけれども、第一次審査、第二次審査を実施いたしまして、評価点数が合計配点数の6割以上で、かつ最上位の評価点数を得た事業者を指定管理者候補として選定したものでございます。

選定経過、選定委員会の構成につきましては、記載のとおりでございます。

ます。

指定期間でございますけれども、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

今後の主なスケジュールでございますが、今年の5月第2回区議会定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出いたしまして、議決後、6月に指定管理者との協議を開始いたします。

令和5年3月には開設準備委託を開始いたしまして、4月には指定管理者による管理運営を開始する予定でございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 選定結果を見ると、本当に僅差で、だからきっとみんな良かったんだろうなと思います。

今回選定された事業者というのは、区内でどこか他に何か担っているものがあるのでしょうか。

生涯学習推進課長 共同事業体として担ってはございませんけれども、東急コミュニティーが現在は西荻地域区民センター、こちらの指定管理者ということになってございます。

伊井委員 今教育長がおっしゃったように、すごく点数が僅差で決まっているんですけれども、まず、応募してきてくださった数は、結構多い方なのかなというのと、決め手になったような点がもしあったらいいんですが、教えていただけたらと思います。

生涯学習推進課長 二次審査に進みました3事業者につきましては、どの事業者が選定されても運営は可能であるというふうに考えております。

ただ、A事業者が選ばれている理由というのは、やはり地域についてかなり調査をしている、高円寺という地域特性ですとか、地域についての調査を入念に行っている、そういうところがほかの事業者に比べて、やはり地域特性に応じた運営が可能ではないのかということで選定されたものだというふうに考えてございます。

8事業者が応募してこられたというのは、やはり社教センターという施設が、これまで30年間、区民の方に愛され、親しまれ利用されてきたということもありますし、やはりホールを有している、それもかなり使い勝手が良いと一般の方からも評価されているとっておりますので、

そういうところが事業者にとっては魅力だったのかなというふうに考えてございます。

伊井委員 私も何度かホールの方に伺ったこともあります。本当に利用しやすいということで、周りからも待ち望まれている場所だと思います。その業者さんが地域についての調査を事前に入念にしていらっしゃるというところ、とても期待が持てるなと思いました。今後の進め方を楽しみにしております。よろしく願いいたします。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「令和4年度特別支援教育教科用図書の採択事務について」。済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは「令和4年度特別支援教育教科用図書の採択事務について」ご報告いたします。

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない、というふうにされております。

今年度予定されている特別支援教育教科用図書の採択事務の流れにつきましてご説明申し上げます。

特別支援学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書措置法など、関係法令によって毎年採択が行われることになっております。

規則・要綱に基づき特別支援教育教科書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級設置校からの調査報告に基づき、教科書を調査研究し、8月に調査委員会から教育委員会に報告を行うことになっております。

以上、今年度の特別支援教育教科用図書の採択事務についてのご報告をさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。

す。

続きまして、報告事項5番「令和3年度杉並区中学生小笠原自然体験交流事業の実施方法について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

済美教育センター統括指導主事 私からは「令和3年度杉並区中学生小笠原自然体験交流事業の実施報告について」をご説明いたします。

記載のと通りの目的で令和4年3月22日（火）から3月27日（日）まで現地への派遣を実施いたしました。

派遣者は応募総数72名の中から、応募作文による書類審査、個人面接、及びグループ面接の選考を通過した、区内在住中学生18名及び引率者等8名でございます。

まず、現時点で実施済みの事業内容をご説明します。

1月から3回、事前学習会を実施しました。現地では天体観測、シュノーケリング、ホエールウォッチング、父島ネイチャーガイド等の自然体験、南洋踊り・フラダンス体験を通じた現地の方々との交流、生態系を守るための工夫、固有種の保護、海洋ゴミと生き物等、各自及びグループで設定した課題の追及を現地では実施いたしました。

今後の取組でございます。

事後学習会において、各自及びグループで設定した課題に対する学習内容や成果についてまとめまして、令和4年7月2日（土）実施の成果報告会において、学習内容や成果を発表いたします。

また、各派遣生徒が学校や地域の環境保全活動に積極的に関わり、成果を還元して参ります。

報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 コロナ禍においても、今回小笠原自然体験交流事業が実施できたということで、本当に嬉しく思っております。

この間の関係スタッフの皆様、引率者の皆様に改めて心より感謝を申し上げます。

毎年、派遣団の生徒の皆さんにおいては、成長した姿、良かったと思われる出来事などがあると思うのですが、今回何かそういったものがありましたら教えてください。

報告会の7月5日も楽しみなんです、まず今日の段階で印象に残ること等ありましたら、教えていただければと思います。

済美教育センター統括指導主事 ありがとうございます。

私が特に引率者として感じていることは、男女ってわけではないんですけど、男子生徒が今回18名中4名と比較的少なかったんですが、事前学習会も含めてどちらかというコミュニケーションが消極的だったんです。男子生徒4名とも。ただ現地での体験を通して、日々といますか、時間が経つごとにたくましくなっていて、最終日に近付いたときに、自分からですね、この事業は寄付で賄われている事業ですので、「どうしたら寄付をしていただいた方に感謝の気持ちを伝えられますか」なんて、そんなことを自分から話しに来てくれた子がいました。自分が感じた感動とか、体験できたことを感謝にまでつなげられたというのは、非常に大きな成長であるというふうに思っております。

その他にも、一人ひとり様々、成長した姿はあったかなと思っております。

對馬委員 引率していただいてありがとうございました。ご苦労様でした。

コロナ禍においても、やはりこれだけ人数を絞ってでも、この事業ができたことは大変良かったと思います。天候の関係で南島には上がれなかったというふうには聞いていますけれども、多分多くの得るものがあったのではないかと思います。この子たちの前の年が1回、コロナの影響で行けていないんですよ。やはり中学校の3年間のうちの1回、1年分がないと、なかなか前回とのつながりがないと思うので、是非、この子たちにはこの発表会だけではなくて、各学校内でも発表をする機会を与えていただいて、やはり自分が体験してきたことを人に発表して、他の人たちや後輩にも学びをつなげていくという、それから1度抜けてしまったけど、その前に行った先輩たちとも、うまく何とかつながっていけるような、そんなことをしていただけたらいいなと思っております。

よろしく申し上げます。

済美教育センター統括指導主事 ありがとうございます。

7月2日の発表会で終わりとせずその後派遣生徒が各学校でどう還元するかについてもこちらで確認、また、支援しながら取組が広がるようにしていきたいと思っております。

また、OBのとのつながりについては、教育長からもお話しいただいて

いるところですので、まだちょっと具体的にというところではないんですが、例えば事後学習会でOBが参加してどんな発表にしたらいいかというようなアドバイスをするとか、そんなことを検討はしています。

以上です。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項5番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項6番「杉並区立学校タブレット端末活用方針の策定について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

済美教育センター統括指導主事 私からは、「杉並区立学校タブレット端末活用方針の策定について」をご報告いたします。

本方針はGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒に1人1台専用タブレット端末が整備されたことに伴い、これからの時代を担う子どもたちの学びを一層充実させることを目指して、「杉並区立学校タブレット端末活用方針」として策定いたしました。

策定の目的は、各学校におけるタブレット端末活用の基本的な考え方や、タブレット端末活用を通して大切にしたい姿を活用方針として示すことで、児童・生徒や教職員・保護者に対する理解促進を図ることとございます。

策定までの過程でございます。

校長、副校長、教員代表、教育委員会事務局職員で構成したタブレット端末活用作業部会において、令和3年6月から令和4年1月にかけて意見交換を重ね、またデジタル戦略アドバイザーからの助言を受けながら、本活用方針の策定に至りました。

活用方針の内容でございます。別紙A3の本活動方針をご覧ください。

基本的な考え方として、3つ記載しております。子どもたちがタブレット端末を鉛筆やノートと同じように、新しい文房具として、いつでもどこでも自由な発想で活用できるようにし、子どもたちが探究の主体となって学び続ける力を育むこと。教職員が学習ログや学級経営状況などのデータを活用して、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図ること。オンラインホームルーム、オンライン会議、オンライン学習及びオンライン情報連絡システムなど、学校をプラットフォームとして、家庭・地域がつながり、教育の当事者と

して関わることができるよう教育のデジタルトランスフォーメーションを推進すること。以上を基本的な考え方として示しまして、子ども、教職員、家庭・地域の3者を対象に、資料下段のタブレット端末活用を通して大切にしたい姿と併せて示しております。

今後の主な取組でございます。

本活用方針とともに、タブレット端末活用のロードマップや学びデジタル・プラットフォームとしてのあり方を記載したリーフレットを済美教育センターホームページに掲載し、各学校等に周知いたします。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 昨年度がタブレット活用元年ということであるとしたら、いよいよ今年はその2年目ということで、とても大事な年度に入ったと思います。

その2年目に当たって活用方針をこのように出されたということは、やはり大事なことであると大変参考になりました。

この方針の策定に当たっては、その作業部会の皆様による4回に渡る意見交換を経てということで、報告が書いてありますが、実際に昨年度を振り返っての成果と課題みたいなところが整理されたかと思うんですが、その辺、何かかいつまんで教えていただけたらと思います。

済美教育センター統括指導主事 タブレット活用のロードマップではないんですが、各学校におけるタブレット端末活用においては、やはり昨年度は導入段階だったということで、積極的に各学校が使用したという成果があったかなというふうに思っております。

次の段階として、やはり充実期を目指して、授業改善、また改善の質の向上ですとか、具体的な成果につながるよう、またそしてそれを子どもたちや教職員が、プラスの前向きな実感を得ながら、更に活用の幅を広げていく段階に今年度はなっていくのかなと思っております。

課題については、やはり格差の部分がありますので、そこは積極的に活用する教員を支援しつつ、消極的な教員についてはしっかりと支援してより良い活用を目指したいと思っております。

折井委員 活用方針をまとめてくださって、本当にひと目で分かるような分かりやすい形だと思ったんですけども、右端の家庭・地域に「つな

がる・かかわる」というところで、タブレット端末の活用方法が2つあり、子どもたちの欠席・遅刻連絡だとか学校便りの閲覧などをとということが例として挙げられているんですけども、この児童・生徒に支給されたタブレット端末を使用するんですか。

例えば、子どもたちがタブレットを持って帰るか、学校に置いたままにするかは、その時々によって違うと思うので、そうなってくると、この家庭でも使うようになるということは、毎日、教科書のように持ち帰りをするというそういう前提なのかということ、まずはちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 家庭での活用につきましては、やはり家庭学習や、また家庭・地域と学校とのつながりも含めて、活用をより進めていくという考えのもと、現状は、3年生以上は持ち帰り、低学年は一応学校というような考えで進めています。やはり今後、より家庭と地域とつながるということを考えてときに、その辺の運用面については課題を整理しながら取り組んでいきたいなと思っております。

済美教育センター所長 ちょっと付け足しをさせていただければと思うんですが、この家庭・地域と「つながる・かかわる」の部分につきましては、保護者の方々は自分のスマホとかタブレットを通して学校とつながるということになっています。

現在、例えば様々な情報がすぐにメールで保護者の方に配信されているという現状があるんですけども、たくさんありすぎて、それを保護者の方がなかなか開けないというような、そんな話もいただいているんですね。例えば、それをここに書いてあるようなプラットフォーム上でつながる、連絡が来ましたよってスマホの中に情報が来るようなイメージで。そうすると、それを開くと学校便りがそこに表示がされたりだとか、そんなシステムを今考えています。それが家庭と地域、そして学校がオンラインでしっかりとつながるような、今よりも少し便利になるようなものとして考えております。

折井委員 小学校ですといまだに連絡帳に書いて、例えば子どもの具合が悪く、家族もあんまり具合がよくないのに、その具合が悪い家族が持っていく、これっていいのかなと、そういうふうに思ったりとかもしたので、コロナもそうですけど、やはり今後何が出てくるかわからない中で、やっぱり活用できるものは活用する。ただ、そういう端末が好きじ

やないとか、持ってないっていう方はどうするのかという問題が必ず出てきてしまうとは思いますが、ある程度持っている状況になったら、そういったところも活用できるというふうには思っています。

保護者のイメージとして、タブレット端末は子どもと先生が使うものというイメージがあって、私息子のものをほとんど使ったことがないので、ああそうか自分も使うようになるのかななんて思ったりしたんですけども、今後、試行錯誤して、次のステージへということだと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

伊井委員 昨年GIGA初年度ということでお話ございましたけれども、このようにまとめていただいております。本当に見やすいなと思っています。

昨年の小6と中3の子たちに支給されたものは、どのように引き継がれているのでしょうか。今、世間的にも教材費の負担のこととかがちょっと話題にもなっているようですが、今後ですね、そのような使う方々の負担がどういうふうになっていくのかは、なかなか見通しがまだつかないと思います。GIGA構想で予算がついた、Wi-Fi環境とかの整備もすごく大変だったと思うんですが、1人1台を実現して、これからがまた大変だと思いますが、昨年の卒業したお子さんのタブレット端末はどうなったのかなということを、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

学校ICT担当課長 児童・生徒が増える分については、新しいタブレットを各学校に増えた分をお渡しするという形になりますけど、学年の更新につきましては、基本的には中3であれば、今度新しい中学1年生に、小6であれば今度新しい小学1年生にとか、そういうふうに回しています。

それと、ゆくゆくにつきましては、課題になっていまして、今19,000台につきましては購入したもので、残りの約10,000台についてはリース契約の形なので、2年後の更新時期については今後国の方針もまだ何も出ていませんけれど、購入するのか、リースにするのか、あるいは保護者負担にさせていただくのか、その辺も含めて検討課題かなというふうには考えているところでございます。

伊井委員 本当にタブレットの活用が、今後より期待されるので、その運

用っていいですか、こういうこともご検討いただいて、進んでいくのがいいのかなというふうに思っております。

今いろいろな事情がそれぞれのご家庭であると思うので、その辺もご配慮いただきながら、学校とも連携してやっていただけたらなと思います。

よろしく申し上げます。

折井委員 しばらく前からBYODでしたっけ。自分のものを自分で用意していく。大学では入学すると、何となく持ち運びもできるようなそういうパソコンを自分で買う雰囲気があるので買うんですけれども、小中学校でも同じようになれば自治体としてはちょっと予算の面ですごく助かるという面もあるのでよくわかるんですけれども、結構難しいところもあると思います。誰かのお下がりを持ってくる、そういうことも当然あるわけで、そうすると必要なソフトを載せるともう動かなくなるとか、結構トラブルが想定されます。例えば小学校・中学校であれば、やはりどうしても必要なソフトがあって、それを入れるのは、結構大変なんだなというふうに思うんですね。機械の問題なのか何かちょっと分からないんですけれども、やはりタブレットを自分で持ってくる、その性能の差が相当あるものを、特に親のお下がりとか、かなり型落ちのものを当然勿体ないから使うってことになると思うので、結構その辺で難しいのかなという風に思ったりもします。その関連でお伺いしたいんですけれども、購入した台数がかなり多いなという風に思ったんです。こちらは大体何年間ぐらい使う前提なんでしょう。小学校の1年生が6年生になるくらいまでなんでしょう。

学校ICT担当課長 だいたいですね、今の機器でいうと、4年間ぐらいを想定しています。

折井委員 ということは、1年生で入って新しいのをもらっても、高学年になる時には一括交換みたいな形なんですね。

学校ICT担当課長 リース契約についても、4年契約のうちの2年経つと、もうバッテリーを交換するような形にしたりしてます。

折井委員 デジタルを続けるのも大変ですね。ありがとうございます。

對馬委員 3月にある学校へ伺って、そこはけっこう前からタブレットを使っている学校だったんですけど、校長先生にタブレットを使って学校がどう変わったか、何が変わったかって聞いたら、すごく考えて、挙句、

そんなに大きく変わってないっておっしゃったんですね。で、私はそれはやっぱりすごく大事なことだと思って、タブレットが入ったって言ってバタバタして、無理して使うんじゃないくて、ただこのノートと鉛筆がタブレットに置き換わる場面もある。教科書の代わりにこれを使う場面もあるっていうのが、それは私はもしかしたらすごく良い形なのかなって思って。タブレットが入ったからこれができるようになった、あれができるようになったって感じる状況っていうのは、最初のバタバタしている状況なのかなと。でも、まだ慣れない先生もたくさんいらっしゃるかと思いますので、やっぱりできるだけ早く慣れてきて、落ち着いてきて、タブレットがあってもなくても、もし壊れちゃっても、紙でも授業できるよとか、そういう形に早くなるといいのかなとと思っています。で、もしかしたらもうやってる学校もあるのかもしれないんですけども、例えばさっきの折井さんの質問の関連みたいな感じで、親も自分のタブレットやスマホ、ないしは子どものタブレットをちょっと借りて、例えば保護者会とか個人面談とかがオンラインでできるようになってくると、わざわざ会社を半日休まなきゃ行かれないとか、だから行きませんとかじゃなくて、ちょっと30分ぐらい空ければ出られる、会社からでも出られる、会社の近くのところからでも出られる、とかいうことになると非常に保護者の負担も減るようになってくると思いますので、もしまだいろんな規制があってできないということであれば、そういうところを早めに整備して、やっぱり安全で便利に使えるようになるといいなと感じています。

済美教育センター統括指導主事 保護者とのつながりにつきましては、オンライン会議という位置付けの中で保護者会等はもう実際実施しております。マイクロソフトのTeamsを使って、オンラインでの保護者会、そういう会議体については実施をしている状況でございます。

済美教育センター所長 追加ですみません。

ただタブレット端末についてはあくまでも子どもに貸与しているものなので、それを保護者が使ってという形ではなく、あくまでも保護者会とか個人面談のときには、保護者自身のスマホ・タブレットで教員のタブレットから配信されたものにつなげると、そんな形になっております。

対馬委員 ありがとうございます。

そして、最後の「つながる・かかわる」の受け取り方が、もしかした

らちょっと違うかもしれないような気もしました。

教育長 今の話の続きで、先日ある学校の校長先生と話したら、今年保護者会はコロナが少し落ち着いてきたので対面に戻しましたって言うたんですね。去年はオンラインもやっていた。オンラインは、今對馬委員がおっしゃったように、例えば仕事の合間に参加できる、これは確かにプラスな面だということもみんな分かっている。今、学校の校長先生たちがすごく危惧しているのは、保護者同士のネットワークが本当に弱くなって、例えば対面で保護者会をやれば、教室に集まって、担任の先生が来るまでの間のおしゃべりの時間っていうものがある。オンラインではないじゃないですかね。そうすると、顔と名前がなかなか分からない、ただでさえマスクして分からないのに。そんなようなマイナス面というのも特に去年1年間で露呈してきて、校長先生が、今年は原則対面でやるんですと。でも、オンラインも使いながら。そういうハイブリッドな使い方が良いんだと思います。さっき連絡帳の欠席連絡も確かに保護者から見れば簡単ですごくいいんだけど、もう数十年前からやっている、連絡帳を近くの子に持っていってもらおうと、自分の家の近くにどういう子が住んでいるのかが分かったりとか、そこでまた会話があったりとか、そういう地縁、地域でのつながりが生まれる。それがまた1つ、人間関係を円滑にするいい部分であったんだけど、子どもたちの欠席をオンラインにすると、学校とその保護者だけのつながりになってしまう。でも、なかなか近くの人に声をかけづらいとか、関わることをあまり得意としないとか、そういう人がやっぱり日本全国増えてきているのも事実だと思うんです。だからこれは前からセンターも言ってるけど、ハイブリッドでやることによって、人とのつながりってというのは切らないようにしていかないと、悪い方向に転がっていってしまう可能性もあるんじゃないかなという危惧はあります。感想です。

庶務課長 他によろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項6番についての質疑を終わります。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、区議会のスケジュールの関係から日程を変更させていただき、5月19日木曜日、午前10時からを予定しております。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。